

第一回 参議院通商産業委員会会議録第三十四号

昭和二十六年五月二十三日(水曜日)午後一時五十分開会

本日の会議に付した事件

○森林法案に関する件

○計量法施行法案(内閣送付)

○計量法施行法案(内閣送付)

○理事(結城安次君) 只今から通産委員会を開会いたします。

本日委員長の深川篤左エ門君が重要な御相談があるうえで代理を勤めます。私が深川君の来るまで代理を勤めます。

○専門員(山本太郎君) 御報告の一項がござります。

○専門員(山本太郎君) 御報告の一件は、御案内のように農林委員会のほうで只今森林法案の審議が進んでおります。森林法案はすでに御承知の通り、森林資源の確保ということを目標として立案されているわけであります。

が、これと石炭の増産に不可欠でございますところの坑木との関係が大変問題になりまして、業界といたしましては、これに対しまして非常な関心を寄せておるわけでございます。そこで委員会にお諮りして後やるべきが正しかったと思いますが、急ぐ関係もございましたので、通産委員長の名前を以ちまして、農林委員長宛にかような一応の書類を提出いたしまして、農林委員会において御審處下さるように依頼いたしましたので、その段を一應御報告申上げます。

○理事(結城安次君) それでは只今から特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。この法案は過日通産大臣から御説明があり、更にその内容についても説明がありまし

たが、極めて簡単なことのよう伺つております。何かこれについて質疑しておりますが、何かこれは御発言願いたいと思いまして、まず計量法案及び計量法施行法案であります。然るところ、同法施行の際年産四千五百万トンを目標としている石炭業者が、その所用坑木一千一百万石の確保が、果して可能なりや否やについて、頗る懸念いたしておりますことは業界関係者の数次に及ぶ陳情等によつてすでに、御承知の通りであります。

○下條泰兵君 この計量法案について石炭の増産に多大の関心を持つ我が通産委員会といたしましては、その点について特に留意し、その成行については大いに注目している実情であります。貴委員会における審議に際しては、通産委員会の意の存するところを認とせられ、格段の御配慮を賜わりたくお願申上げます。

○政府委員(玉置敬三君) お尋ねの通り計量、度量衡関係の事務は全部統一的に行なわれることで非常に多くなると思うのですが、ヤード・ポンド法がこの法に規定しないということ是非常に不便のようになりますが……。

○政府委員(玉置敬三君) ヤード・ポンド法とメートル法と尺貫法という現在三者が競合して使われておりますが、御承知のようにこの法案におきましては、現在のメートル法、ヤード・ポンド法、尺貫法につきましては、三十年の末までそのまま行くというふうになつておりますが、施行法にそれとつておる限り、大変好都合かと存じますので、それで、御連絡願いまして、いろいろな問題を以ちまして、農林委員長宛に出しましたので、お含みの上各会派におきましても、農林委員会所屬の委員のかたと御連絡願いまして、いろいろな問題を以ちまして、農林委員会の審議に際しまして、特段の御協力を願うように御配慮願います。

○下條泰兵君 そうしますと、そういうふうな近い人間が数ヶ月に一回ずつ東京に集まるか何かして、打合せか何かして正確を期しておる、こういうわけではありませんか。

○政府委員(玉置敬三君) 只今の点は検定關係、度量衡關係に従事しておる

のものが、調査官がもつぱら只今御心配の点のようなどころをなくすべく、又法律上はそういうものに対して異議のあるかたは申出て頂きまして、遺憾又は都道府県を通じまして非常な数に達する大人数になると思ふのでありますけれども、検定の上にリミットに対する手心が違つたりして、検定が統一されておりませんが、この二法案を議題として御審議まして、先づ計量法案及び計量法施行法案、この二法案を議題として御質疑のあるかたは順次御発言願います。

○下條泰兵君 この法案に對して御質疑の申立て一つ……。

は、從来通りのまま進むということになつております。

ら二十日以内に合格或いは不合格をきることになつてゐるのだそうです

が、それが遅れて二十日を超えて、非常に長い間があるといふような場合が起

ることも考えられるのですが、そ

ういうものはたくさんござりますが、

いつようなことがあつたら、政府とし

てはどういうふうに措置するお考えでありますか。

○政府委員(玉置敬三君) 只今の点につきましても、先ほどお尋ねがありま

したよな、成るべく行政の能率化を図るといふ点から、実は法律の中にこ

ういういつ幾日にやれということを入

れましたのは私非常に少いではない

かと思うのであります。併しながら徒

にいろ／＼な影響を与えるといふこと

から、二十日以内ということを原則として考えております。併しこれは原則

でありまして、二十日以内に実はでき

るものにはござります。又その計器の種類によりましては二十日以上かかるものがございます。これらにつきましては、その検定の難易等につきまして、政令その他におきまして特例を設けるということにいたしております。只今のお尋ねの点の損害その他のにつきましては国家賠償法で、特に役人の不注意、故意又は過失等或いは違法なことをした場合に、かく／＼の賠償をし得るといふ別項の法律がござりますので、本法案にはそれを入れることを差控えまして、そういう国家賠償法の規定によつて善処するということにいたしました次第であります。

○下條泰兵君 今は何で、二十日かかるといふふうに措置するお考えでありますか。政府委員(玉置敬三君) 例えば一例を申上げますと、コンベヤー・スケーラのような非常な広大なものがありますが、大体普通のものは二十日と常識的には考えられますか、もう少し小さいものは十日ぐらいができると思いま

す。○下條泰兵君 少し細かいことになるのですが、コンベヤー・スケーラ・トラック・スケールというのは、あいさむのは誤差はどれくらいなんでしょうか。

○説明員(高田忠君) 大きいものから

小さいものとたくさんございますが、

百分の一、千分の一ぐらくな中間を大

体上下していると思います。

○理事(結城安次君) それではちよつ

と私からお伺いしておきたいのです

が、この前審議会の委員は任期がたし

か一年半か一年で、再任を妨げるとい

う字がなかつたんですが、あれは法律

上はつきり一年以上で再任はされない

と……。

○政府委員(玉置敬三君) 仰せの点は私ども法律的にも研究いたしましたのでございますが、一年ということで本法案の条文によりまして再任は妨げない、再任をしてもよろしいということ

に私ども解釈いたしておる次第であります。

○理事(結城安次君) 書いてなければいけない。これは僕は法律的に、我々が、そこで一番利害關係を持つところの公聴会の諸君の御意見といふものは、この際重く我々は評価して考えない、再任をしてもよろしいということ

において無条件賛成のようでありますから、むしろ反対意見のほうを我々が思ふべきであるかないか、大いに

思ふべきであるかないかをここに書いた法律では書いてなければいけない。再任は妨げないと書いてなければ再任はできないものと僕は思うのです

が、法律的に調べておくほうが……。

は、大体例えはどういうのですか、

そういうものはたくさんござりますが、

私ども研究した結果では差支えないといふことになつております。法務府

で……。

○政府委員(玉置敬三君) この法文を申上げますと、ダブルといふことになつて、だらうと……ほかのほうに例えれば

なるだらうと……ほんに例えれば、明治四十年未だときにはともかく非常に必要性を作るとにはありますね、現に高圧ガスで

はその問題が修正になつたのでございま

す。

○小野義夫君 そうすると、再任を妨げないというのはダブルということになりますが、

たさんありますね、高圧ガスで

ますけれども、あれは単に書き放し

に……普通慣例としては再選を妨げず

と書くのが慣例ではないですか、ど

うでしようかな、立法の……。

○山川良一君 今の点はもうちょっと

しっかりと調べて頂く必要があるんじや

ないですかな、もう一度調べて頂きた

い。

○政府委員(玉置敬三君) お話を基き

まして、もう一度よく調べます。

○小野義夫君 公聴会で大分まあい

るいろいろ名士がお集りになつて御意見を

拝聴したのでありますから、私どもこ

れは非常に時間的に見ましても、これ

は大事な法律でありますので、本当に

委員の諸君におきましても、徹底的に

審議したほうがいい。まあ議会が非常にどん／＼鶴呑みにして行くという

習慣は悪い習慣だと思うのでありますね、第一点は、非常にこれはやらなければならんといふの、政府の出し

た……皆さまの立場とかいろいろな

ことがあります。私ども與党として、

これが御研究するなか／＼余裕はない

であります。それから取締りの点につきましても、

取り残されておる、従つて今回におきま

して、今この法律が立ち避れておる、又單

位等におきまして、明治四十年未だ

つとやつて来ましたが、非常に少なく

なつておりますね、現在国際的になり、

又非常に経済の規模が複雑な範囲に

なつておるときに、これらが非常に取

り残されておる、従つて今回におきま

して、最初のほうにおきまして単位

を相當たくさん取上げた次第であります

。それから取締りの点につきまして、

事務といふものが非常に複雑であり、

又各分野に食入つておりますので、御

承認のように何から何までこれは役所

でやるといふことができないのであり

ます。そして、やはり官民一体をなすと共に、いわゆる自治管理の考え方で至急

に取上げなければならんのであります

。そういう面から計量士の制度を新

しく取入れた次第であります。それ

から先ほどもございましたように、中

央の検定の統一といふことが、あらゆ

る面から非常に必要なのであります

が、これらの点につきましては、今回

先ほど申上げましたような覆審制度を

設けまして、再検査の制度、異議の申

立といふような点につきましては、今回

取入れられた面が非常に多いのであります

が、これらは確かに先んじて進む

べき取入れた面が非常に多いのであります

が、従來の法律が非常に取残され

て、現在の産業その他の面からとは一

致しない面が非常に多いのです。この

点十分この本法案に取入れたつもり

で、実は昭和二十一年頃からこの準備に着手いたしました。今日この法案を提出するような運びに相成った次第であります。その間議会等におきましては再々建議案等を受けまして、私ども至急に立案提案するということを政府としていたしたいと約束をし、実は再々建議案等を受けまして、私ども至急に立案提案するということを政府としていたしたいと約束をし、参つたような次第であります。

○小野義夫君 第二点に伺いたいのは大分、検定料は非常に最高で、實際はそこまで行かないのがあるが、大体最高をきめたのが非常に高過ぎると、これはまあ一般に例えば特許の手数料とか、或いは意匠権等についても妥当なものはどんく上へて参つておるのありますから、検定料についても或る種の貨幣価値の変動に伴つて上けることは当然だと思うのですけれども、大体今政府で予定しておるもの、現行の収入、まあ種類が殖えますから、自然そのほうの新らしい収入にもなると思ひますけれども、全体的の収入増加は現行に比べてどのくらいの収入増加が、中央地方を通じて殖えるのだとうまよろな、何か計算がありますならばお知らせ願いたいと思います。

○政府委員(玉置敬三君) 非常に手数料の問題は法案から見ますと、或いはこの際お答えを申上げておきたいと思いますが、第一に手数料を法律案の中に入りましたのは、例えは或る情勢が来たから、直ぐ又何割上げるといふようなことのないよう、実は最高度を抑えたわけであります。この点は却つて御心配の面から十分御了解を願えているのではないかと思うのであります。

併しながらこれを多数の計量器につきまして、一々手数料をこれに計上する

ということは事実非常に困難な問題でござりますが、実は同日計量器につきまして、成るべく大きい分類を作りますが、その中の或いは大きい容量のものであるとか、或いは輸送して行きなければならぬものは、その距離の非常に長いものをとつて最高価格をきめたわけでありますから、従つてこの分類の中のものが、実は非常に細かく政令できめられることになると思うのであります。而して今お尋ねの、検定手数料は、大体現状におきましては七千円程度のものになつておりますが、今回改訂をいたしました場合に、現在の手数料から比較して、概括論を申し上げますれば、大体同等なもの、それから却つて値下げをするもの、それから引上げるもの、こういうことになると思ひます。現在の手数料から私ども考へますと、非常に不合理なものが実はあるのであります。そういう面から考へまして、全体の収入から見ると、特に私は大きく殖えるといふことではなくて、大体同じぐらいの程度で、この手数料の総額におきましては行くべきではないかと思うのであります。なお必要に応じまして、この細分等の、現在抱いておる案につきまして、資料を以てお答えを申上げたいと思います。

○小野義夫君 それからこの検定

金じやないと思うのですが、そちらを他の法令その他との権衡を保つて、当然これは罰する意味ではなく、他の法令の関係上止むを得ず附したというのであります。特にこの法案を強くこの法規を施行するために重くしたのです。

○政府委員(玉置敬三君) お話を通り準備をするのが非常に必要な

あります。従いまして新らしい計量器につきましては、大体四段階に実

に、四十二年にできた法律でございまして、本法案に織り込みました罰則等

につきましては、十分他の法令との関係を考慮いたしまして、それぐら

の内部におきまして、十分それらの専門家の方面と打合して本案を作つておる次第でございまして、特にこの法

案だけが強いといふことは絶対考へていないのであります。その点

は準備その他いろいろな関係もございまして、人の関係もござりますので、四段階に分けて田舎に移り変わりをや

るうと、こういふうに考えておる次第であります。なおそういち高度の検定その他のものにつきましては、各地

方厅でばらばらにこれを設備をし、や

ることが実際において非常に困難であります。なお必要に応じまして、この細

分明には、現在抱いておる案につきましては、中央検査所におきまし

て、大体設備をいたしまして、その間

につきましては、中央検査所におきましては、中央検査所におきまし

て、大体設備をいたしまして、その間

につきましては、中央検査所におきまし

しの御質問で、実はあれなんでございませんが、率直に申上げたいと思います。委員会の問題につきましては、いろいろ経過が実はあつたわけがありましたが、私ども本法案に出しましたよう

な気持にどうしてなつたかということをお答え申上げたいと思います。特に

学識経験者のかたを積極的に入れることを排斥したものでも何でも気持はない

のであります。いろ／＼任期その他の

ような関係が考慮されましたとともに一

つであります。その間におきましては、この計量法の施行その他の計量行政の問題といふものは、こ

の法案の中にも書きましたように、政

府みずからが、先ず政府行政機関その

ものが率先してあらゆるものやらなければならんということをこの条文に

書きました。それが実際問題となると、やはり検定定めであります。それは調つたのであります。

それから検定定めでありますとか、取締ありますとかいうものが、中央と地

方とで、分担と言いますか、いろんな面で行われるわけであります。先

ほど申上げましたように、大体三月に一遍くらいは地方の関係の者を呼び集

めような、ことほどさよ／＼中央と地方の行政面が計量行政の施行に非常に

密接な関係がある、そういうものから

それが実は題旨は毛頭ないのであります。そういう点が一つと、それからこ

れはまあ一般の委員会にても同様

ことだと思いますが、この法案がで

きました暁におきまして施行されます

政令とか、省令の実施につきましては、公聴会制度を設けたということでござります。これはこの法律そのもの

は来年の三月一日から実施をされるこ

とになるのであります。が、公聴会の規定につきましては、施行と同時にこれを発動するというような公聴会の規定が全部ござりまするので、そういう面と、先ほど申上げましたような普通の委員会と違つて、特に計量行政といふものが中央地方の関係に影響するところが重要であるという強い気持ちございまして、こういう本案のような次第になつたような次第であります。特に学識経験のかたを排除したといふことは、いろいろ意味がなかつたということだけを申上げまして、十分御審議を願えれば結構だと思いま

す。

○小野義夫君 それから私の質問として最後に申上げたいのは、三十三年までは大貫法も、それから今のインチあるいはボンドに関する英米のほうも、同時に並行して三十三年までは行われると、まあ二十三年が来たら又来るときの考え方だというようにも考えられるのですが、何かそうでなく、この法案が通る、仮に今議会で通ると、直ちにこれと並行的にもう少し大貫法やその他について緩和し得るようなあらかじめ、これで見るといふと、他の措置をとらなければ当然三十三年度から行われるというのであります。が、当然行われるというのに危惧を持つておるのでありますから、これを何か緩和するような政府において廻置を講じておくとありますことは、審議会の構成の問題なんです。今お答えを承わつておりますと興味を持つて聞いておつたのですが、大体そのうち最も私は重要なと感じますことは、審議会の構成の問題なんです。今お答えを承わつておりますと中央地方に關係するものであつて非常に重要なである。政府がこれに指導的でなければできませんね。法案は「会長及び委員は、関係行政機関の職員のうちから、通商産業大臣が任命する。」

本法案を出す前に十分いろいろの点を勘査いたしまして、現行法通りということで本案を移して来た次第であります。お話を通り度量衡関係のものは極めて經濟その他文化生活その他に非常に食い入つておるものでござりまするので、私どもも十分この推移につきましては重要問題に考えておる次第であります。円滑なる推移をすることを私ども期待しておる次第でありますて、本問題につきましては、なまづいて、慎重審議を諦つて行きたいということをお現状考えておるような次第であります。

○加藤正人君 私も小野委員と同じような考え方で、一昨日、昨日來の公述人の公述を熱心に承わつたのであります。が、それなりにいろいろな特別な関係者でありますだけに非常に我々啓發されたところが多いのでありますて、今小野委員、又国会で御審議願つておることを十分承知しておるわけであります。なまづく般的申上げますと、この法律案が三月一日から実は施行するということになつておりますが、甚だあれどござい私十分拜聴いたしたいと思ひますし、又御審議願つておることを十分拜聴いたしました。

○政府委員(玉置敬三君) その御意見をなお三月一日より実施するということを一つお心にお留め願つて御審議を願えれば非常に光榮だと存じております。○加藤正人君 公述人の中で、電気の単位が入れられなかつたのはどういうわけだという質問がありました。が、それがどちらかと云ふと……。

○政府委員(玉置敬三君) 実は電気の測定法というものがござります。検定その他のもその電気測定法に基いて行なれております。いろいろこの関係を考えて見ますと、各国の例を見ましても電気測定法のようなり方をとつてゐる国と、それから本法案に織り込みましたような形式をとつてゐるものと二通りはあるのであります。電気関係につきましては、その扱い方が全く違つて来た扱いをとつてあります。それは

は、三十三年をもう少し短縮したほうは、そういう點は、少くともその点だけは入れることが望ましいと思つたのであります。が、そういういろいろな点が達つた生い立を持つて來ている電気の単位という点は、少くともその点だけは入れることが望ましいと思つたのであります。内容的には或いは電気の単位といふ点は、少くともその点だけは入れることが望ましいと思つたのであります。が、そういういろいろな点が達つた生い立を持つて來ているものでありますから、これを二つに現状通り分けたというのがそれなんであります。

○下條泰兵君 今的小野委員、加藤委

です。又それから公聴会という準備もあるというお話をありました。が、公聴会に出るような、招いて公述させるよう

○政府委員(玉置敬三君) これは委員

のもの自体に対する物的な扱い方をとつております。計量度量衡並びに現在の

メンバーを初めから委員の中に入れておくことは、更に元壁じやなかろうかと私は思うのであります。そ

ういう点については御参考を頂くわけに行きませんでしょうか。

○政府委員(玉置敬三君) 先ほど申上げましたように、特に積極的にこれを排除したという氣持もないのです。そして、皆さんの十分御意見を拜聴し、その意向に私は従いたいと思いま

す。これから御意見があつたと思います。いろいろ点を勘査いたしまして、現行法通りということで本案を移して來た次第であります。お話を通り度量衡関係のものは極めて經濟その他文化生活その他に非常に食い入つておるものでござりますので、私どもも十分この推移につきましては重要問題に考えておる次第であります。円滑なる推移をすることを私ども期待しておる次第でありますて、本問題につきましては、なまづいて、慎重審議を諦つて行きたいということをお現状考えておるような次第であります。

○加藤正人君 それではそういうことをなし得る可能性があるというわけですね。承知しました。

○政府委員(玉置敬三君)

そうすると、政

府委員のお考えは、もとより自分たちはそういう学識経験者を入れたかつたのだから、御修正を願えば結構だと思います。

○理事(結城安次君) そうすると、政

府委員の意見は、もとより自分たちでござります。お話を通り度量衡関係のものは極めて經濟その他文化生活その他に非常に食い入つておるものでござりますので、私どもも十分この推

移につきましては重要問題に考えておる次第であります。円滑なる推移をすることを私ども期待しておる次第でありますて、本問題につきましては、なまづいて、慎重審議を諦つて行きたいということをお現状考えておるような次第であります。

○政府委員(玉置敬三君) 委員会の審議でござりまするので、私どもとすれば、その意図に私は従いたいと思いま

す。

○政府委員(玉置敬三君) そうすると、政

府委員のお考えは、もとより自分たちはそういう学識経験者を入れたかつたのだから、御修正を願えば結構だと思います。

○政府委員(玉置敬三君) 委員会の審議でござりますので、私どもとすれば、その意図に私は従いたいと思いま

す。

○政府委員(玉置敬三君) その御意見をなお三月一日より実施するということを一つお心にお留め願つて御審議を願えれば非常に光榮だと存じております。

○加藤正人君 公述人の中で、電気の単位が入れられなかつたのはどういうわけだという質問がありました。が、それがどちらかと云ふと……。

○政府委員(玉置敬三君) 実は電気の測定法といふものがござります。検定その他のもその電気測定法に基いて行なれております。いろいろこの関係を考

えて見ますと、各国の例を見ましても電気を入れることが私は望ましいと実は思つてあります。が、現在二つの法律にしながら現状が違つてゐるものでありますから、いろいろ単位という点から見れば、これは計量単位の中に電

気を入れることが私は望ましいと実は思つてあります。が、現在二つの法律にまだ実施されているという現状、又その内容が相当違つてゐるというよう

な点もございまして、特に一つの法律に二つに分れてゐるからといふことで、

○政府委員(玉置敬三君) 実は電気の測定法といふものがござります。検定その他のもその電気測定法に基いて行なれております。いろいろこの関係を考

えて見ますと、各国の例を見ましても電気の測定法のようなり方をとつてゐる国と、それから本法案に織り込みましたような形式をとつてゐるものと二通りはあるのであります。電気関係につきましては、その扱い方が全く違つて来た扱いをとつてあります。それは

電気の単位といふ点は、少くともその点だけは入れることが望ましいと思つたのであります。が、そういういろいろな点が違つた生い立を持つて來ているものでありますから、これを二つに現状通り分けたというのがそれなんであります。

員に対する答弁を承わつておると、又少し質問になつて来るのですが、三十三年までヤード・ポンド法や尺貫法を何として、様子を見るのだと承わつたのですが、先はどう申上げましたように、計算単位にメートル制一本にするか。その他いろいろなものがあるといふことは、産業の能率の上からいつても、国民生活の上からいつても、臨分影響があると思つておるのです。我々はインチ・ポンドを使つておつて、メートル制に改めるときに随分苦労もしたし、調節には苦労ましたが、馴れて来るとあれが非常にいいといふことがわかつて来たので、現在殆んど学校なんかはメートル制一本でやつておるのですが、それは個人の家庭生活に随分入つて来ておるのであります。大体終戦前まで産業界もメートル制に統一されていましたようであります。終戦後いろいろな状況で、インチ・ポンド法が復活して来たのです。私はややこしくなつて來たと思うのです。三十三年と見通しを付けましたことにつきまして、私はお尋ねしたいのです。メートル制を採用した時代には、自立的に経済的にも日本が一立ちでできるといふことから、あらざれることを強引にやつたのだと思いまので、今度三十三年までと切つておられるこの考え方の中には、アメリカもその頃にはメートル制に変るのかどうか。或いはそうでなければ、私が今申上げましたように、政府のほうじや十三年頃になると日本が完全に経済的な独立ができるので、もうインチ・ボンドが流れ込んで来るといふようなことがだんだんなくなりつて来るといふ見通しでおやりになつておるか、そういう見

う点を一つ……。
○政府委員(玉置敬三君) アメリカ自体の判断をすることは非常に困難で、又私から申上げるということは、ちよつと……。誰がどう言つたというわけじやないのですが、メートル法につきまして、このいろいろな法案を出す場合におきましても、アメリカとしてもそういう方向に向いつつあるといふことは、メートル法に轉換する方向に向いつつあるといふことは、聞いておるところでございますが、何年何月までにどうなるといふことは、そこからも困難かと思ひます。先ほどの前段の点でござりますが、私が申上げましたように、メートル法の基本と尺貫法を三十三年まで併用するということは相當以前にきめられたことであります。将来まだ三十三年まであります。その間におきまして、いろいろ戦争であるとか、いろいろなことでこれがチエックされた面も実はあるのであります。将来まだ三十三年までおきまして、それ自体もメートル条約に加入し、メートルにすべく非常に努力をされておるということだけは申上げられるのじやないかと思ひます。

○政府委員(玉置敬三君) これは多分昭和十四年に二十年、その当時延長すると、併用期間を認めるといふようなところから、丁度三十三年がその期間に相当しております。小野さんどうぞ……。
○理事(結城安次君) 御質問ございまして、その間におきまして、この間におきまして、これが田滑なる推移が図り得るかどうかといふことがわかると思いますが、私どもその方針にまづいたが、我々にもう少し研究の時間を与えて頂きたいと思いますが……。
○小松正雄君 サつき伺つたのです。本法案におけるのじやないかと思ひます。それから貿易の点につきましては、これは貿易関係につきましては除外をしておるという点は解消されるのじやないかと思ひます。

○上原正吉君 この除外されておりましても、国内においてヤード・ポンド只今御指摘のような点は解消されるのが、法案の施行からどううなものが、例えは何段階かに分けてやるという話がありましたが、どの品物が一年後実施、二年後実施といふような明確なものは出でておりますか。

○政府委員(玉置敬三君) そういうものは資料で配付いたしたいと思ひます。私のほうで只今申上げても結構なあります。資料で御質願いまして、どういうものが入つておるかとたほうが御了解願えるのじやないかとおもいます。大体先ほど申しました内

容に、どういうものが入つておるかといた例示を申上げましたので、御了承願いたいと思ひます。ほかにありますと、十分御審議を願うところと思ひます。困難や迷惑が生じると思ひますが、

○上原正吉君 私の質問も下條委員の質問と同じなんですが、メートル法は世界各國で、殊に米英両国でどの程度用でございますし、それから三十三年

に普及しつつあり、どのくらい採用し

つあるか、そうして三十三年後には

行法はなつておるのありますか、新

めでもうつて……。

○橋瀬夫君 これはちよつと速記を止

めますと、検定をしないといふように現

どの程度に達するかといふ見込みか

で、この法案ができるわけでござ

ら、本日はこれを以て散会いたしま

す。

「速記中止」
午後三時十五分散会
出席者は左の通り。
○政府委員(玉置敬三君) これは多分昭和十四年に二十年、その当時延長すると、併用期間を認めるといふようないから、丁度三十三年がその期間に相当しております。小野さんどうぞ……。
○理事(結城安次君) 御質問ございまして、その間におきまして、この間におきまして、これが田滑なる推移が図り得るかどうかといふことがわかると思いますが、私どもその方針にまづいたが、我々にもう少し研究の時間を与えて頂きたいと思いますが……。
○小松正雄君 サつき伺つたのです。本法案におけるのじやないかと思ひます。それから貿易の点につきましては、これは貿易関係につきましては除外をしておるといふ点は解消されるのが、法案の施行からどううなものが、例えは何段階かに分けてやるといふ話がありましたが、どの品物が一年後実施、二年後実施といふような明確なものは出でておりますか。

○政府委員(玉置敬三君) そういうものは資料で配付いたしたいと思ひます。私のほうで只今申上げても結構なあります。資料で御質願いまして、どういうものが入つておるかといた例示を申上げましたので、御了承願いたいと思ひます。ほかにありますと、十分御審議を願うところと思ひます。困難や迷惑が生じると思ひますが、

説明員	政府委員	商機械局長	資源庁	玉置	上原	古池	信三君	小野	義夫君	重宗	雄三君	正雄君	下條	恭兵君	椿	繁夫君	加藤	正人君	山川	良一君
通商産業事務官(通商産業省)	常任委員会専門員																			
農林民生機械局課勤務	高田忠君	山本友太郎君	小田橋貞寿君	中島征帆君	山本友太郎君															
通商産業事務官(通商産業省)	会長	会長																		
農林民生機械局課勤務	高田忠君	山本友太郎君	小田橋貞寿君	中島征帆君	山本友太郎君															

昭和二十六年七月二十五日印刷

昭和二十六年七月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所